

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 1 現年度分

#### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度			令和3年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
町税	町税	総務部税務課	99.6	98.4	79,319,883	316	99.4
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	100.0	0	0	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	0.7	—	—	—	—
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	2.1	68.8	125,000	1	—
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	100.0	0	0	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	98.0	85,000	1	—
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.7	69,526	2	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	87,000	3	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	14,000	1	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	14,000	3	100.0
過年度就学援助費返還金	私債権	教育こども部教育総務課	—	—	16,000	1	—

(※1)

※1 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

(※2)

※2 平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、非強制徴収公債権

(※3)

(※4)

※3 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

(※5)

※4 平成30年9月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る返還金は、非強制徴収公債権

※5 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

#### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度			令和3年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	97.0	97.6	16,391,800	209	97.3
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	99.8	99.9	899,993	21	99.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	99.3	99.7	1,693,230	70	99.6

#### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度			令和3年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
水道料金	私債権	上下水道部業務課	91.0	90.7	49,196,356	15,653	91.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	99.8	77.0	105,512,128	26,951	78.0
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	99.3	97.6	33,600	1	97.0

(※6)

※6 令和3年5月31日現在での実績徴収率は99.7%、滞納額は1,713,585円（677人）

(※7)

※7 令和3年5月31日現在での実績徴収率は98.1%、滞納額は8,716,939円（603人）

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

## 令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

### 2 滞納繰越分

#### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度						令和3年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 236,585,041	円 22,488,347	% 9.5	円 18,471,392	% 7.8	円 1,533,559	円 295,899,973	円 30,477,697	% 10.3
保育所保育料	強制徴収公債権	教育子ども部子育て支援課	1,933,660	800,390	41.4	780,390	40.4	0	1,153,270	314,090	27.2
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育子ども部教育総務課	21,000	21,000	100.0	21,000	100.0	0	—	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	18,900	18,900	100.0	12,300	65.1	0	6,600	6,600	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	9,716,679	366,000	3.8	167,000	1.7	0	9,549,679	396,000	4.1
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	2,973,435	161,300	5.4	113,000	3.8	0	2,985,435	162,300	5.4
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	414,895	120,000	28.9	124,200	29.9	191,474	99,221	60,000	60.5
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	118,710	118,710	100.0	118,710	100.0	0	85,000	60,000	70.6
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	14,940	14,940	100.0	0	0.0	0	84,466	84,466	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	472,000	472,000	100.0	472,000	100.0	0	87,000	87,000	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	35,000	35,000	100.0	35,000	100.0	0	14,000	14,000	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	42,000	42,000	100.0	42,000	100.0	0	14,000	14,000	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育子ども部教育総務課	1,614,100	700,000	43.4	675,500	41.8	0	938,600	519,700	55.4
過年度就学援助費返還金	私債権	教育子ども部教育総務課	—	—	—	—	—	—	16,000	16,000	100.0
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会議務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0	21,785	21,785	100.0

#### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度						令和3年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	円 58,428,090	円 15,425,016	% 26.4	円 15,497,645	% 26.5	円 4,910,383	円 54,411,862	円 14,364,732	% 26.4
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	1,313,453	525,381	40.0	711,295	54.2	102,707	1,399,444	559,777	40.0
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	4,212,070	1,044,593	24.8	1,696,830	40.3	488,290	3,720,180	922,604	24.8

#### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和2年度						令和3年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 49,938,911	円 49,439,522	% 99.0	円 49,270,253	% 98.7	円 32,224	円 49,832,790	円 49,334,462	% 99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	89,093,198	88,736,825	99.6	88,683,100	99.5	12,408	105,909,818	105,486,179	99.6
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	601,850	79,440	13.2	374,330	62.2	0	261,120	48,870	18.7

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>                      「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。                      また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。                      さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響により所得の減少や失業等をされて納付が困難となった方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行った。</p>	<p><b>【現年度分】</b>                      引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。                      また、新型コロナウイルス感染症等の影響により所得の減少や失業等をされて納付が困難となった方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>                      高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>                      引き続き、高額滞納者案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。                      また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行するが、新型コロナウイルス感染症等の影響により所得の減少や失業等をされて納付が困難となった方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>

##### ○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>                      2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、前年度に続いて、全額を徴収することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b>                      2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>                      滞納者に納付計画及び収支状況を申告させるとともに、残高の通知や繰上納付の督促を随時行うことにより、納付意識の向上及び資力に応じた継続的な回収に努めた。                      この結果、残る5世帯中2世帯について全額回収することができた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>                      引き続き、分納管理の徹底及び残高通知等による積極的納付の意識付けを図るとともに、完納に要する期間が2年を超える滞納者については、必要に応じて面談や財産調査を行い、資力に応じた回収を進めていく。                      また、法令上、整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより、一層適正な債権管理を図る。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 2回続けて引落しができなかった世帯には、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、全額を徴収することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、強制執行手続等を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 文書及び電話による催告を行った結果、完納された。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b></p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 令和2年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。</p>	<p>【現年度分】 適正な徴収に努め、全額徴収を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 令和2年度に納付のあった分を除き、滞納者2名となっている。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者2名のうち、1名は死亡、残りの1名は連絡が取れない状態である。2名とも徴収できる可能性は低く、今後は徴収停止に向けた事務処理を行っていく。</p>

##### ○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 令和2年度新規設定なし。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 5件の内3件は福祉事務所管理の分納を継続中。残りの2件の内1件は、長期に渡り分納不履行が続いていたが、納付催告等により分納が履行された。もう1件については、裁判所への支払督促申立に向け事務を進めたが、過去の徴収事務の検証に時間を要したこと等から、支払督促申立には至らなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 5件の内4件は分納を継続する。令和2年度に納付が無かった1件については、裁判所への訴え（少額訴訟）により、滞納整理を行う。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 3件新規設定。2件は一括納付により完納、1件は分納を継続中である。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 4件の内2件は、長期に渡り分納不履行が続いていたが、納付催告等により分納が履行された。残りの2件の内1件は、分納を継続中。もう1件については、非強制徴収公債権分を優先に納付しているため、全て未納である。</p>	<p>【滞納繰越分】 5件の内4件は分納を継続する。福祉事務所管理ではない分納については、納付状況を管理し、不履行があれば催告を行い、確実に回収する。1件は令和2年度に続き非強制徴収公債権分を優先に納付するため、納付は見込めない。</p>

##### ○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2件新規設定。2件とも一括納付により完納した。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生すれば、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 3件の内1件は分納により完納。2件の内、1件は福祉事務所管理による分納を継続中。もう1件は、免責確定のため、不能欠損処理を行った。</p>	<p>【滞納繰越分】 福祉事務所管理による分納を継続する。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町道占用料〔強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施しているが、実績徴収率は99%に留まっている。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町道路占用料徴収条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者1件に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施したものの、徴収には至らなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、年度内に未収金の回収を目指すとともに、島本町道路占用料徴収条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。</p>

##### ○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 11件新規設定。9件は一括納付により完納。残り2件の内1件は分納により完納。もう1件は、分納を継続中である。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生すれば早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 2件について、分納により完納した。</p>	<p>【滞納繰越分】 分納を継続する。納付状況を管理し、不履行があれば催告を行い、確実に回収する。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施しているが、実績徴収率は99%に留まっている。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響は厳しく、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど、福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、令和2年度は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対して、町営住宅の明渡予告書の通知を行っているが、本年度においては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなっており、雇止め等発生数が増加していることから、個別に柔軟に対応し徴収事務を進めるもの。</p>

##### ○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付や臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響は厳しく、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場使用許可の取消を行う。 なお、令和2年度は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対して、町営住宅の明渡予告書の通知を行っているが、本年度においては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなっており、雇止め等発生数が増加していることから、個別に柔軟に対応し徴収事務を進めるもの。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付や臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響は厳しく、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、令和2年度は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対して、町営住宅の明渡予告書の通知を行っているが、本年度においては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなっており、雇止め等発生数が増加していることから、個別に柔軟に対応し徴収事務を進めるもの。</p>

##### ○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 返還実績が不十分であった奨学生に対し、今まで通知をしたことのなかった連帯保証人を含めて、催告書の形式により一斉に催告する取組を図った。また、その後も、返還遅滞が見られた場合には、こまめな電話催告を行った。この結果、現年度返還分を全額回収することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 複数月分の返還遅滞等があった場合には、文書又は電話により催告し、早期の回収を図る。また、定期的に返還状況を通知することにより、奨学生等に対し返還意識の啓発を図る。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 返還実績が不十分であった奨学生に対し、今まで通知をしたことのなかった連帯保証人を含めて、催告書の形式により一斉に催告する取組を図った。この結果、最も古い昭和50年代の貸付分2件を含む一部の奨学生又はその連帯保証人から全額の返還がなされた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 残る奨学生等に対し引き続き段階的に催告を進め、全く応じなかった場合には、強制執行手続への移行について検討を行い、状況に応じて法的手段による回収に努める。</p>

## 令和3年度徴収計画／令和2年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
【現年度分】	【現年度分】
【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。	【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。

##### ○過年度就学援助費返還金〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
【現年度分】 小学校入学準備金に係る受給資格の不適合による返還金について、債務者の資力に配慮して分納による年度内の返還を認めたものの、債務者の生計状況により、年度内に全額の返還を受けることができなかった。	【現年度分】 制度手続の案内において、受給資格及び受給対象外に関する記載をより分かりやすい形に改める等の工夫に努めることにより、保護者の錯誤による受給誤り及び返還金発生未然防止に努める。
【滞納繰越分】	【滞納繰越分】 債務者に返還計画書の提出を求めることにより、債務者の返還意識の啓発及び計画的な返還を図り、債務者の資力に配慮しつつ、できる限り年度の早い時期に全額の返還を受けるように努める。

## 令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

##### ○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>                      滞納者との納付相談の際には、現年度分納付と並行して滞納額を解消する納付計画を前提として折衝を行った。その結果、実績徴収率が97.62%と高い水準を維持し、令和元年度と比べて0.24ポイント上昇した。</p>	<p><b>【現年度分】</b>                      納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないように努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>                      毎月の督促に加えて、年3回の催告状の送付を実施した。                      2名の徴収支援員の配置による、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対しての積極的な徴収業務を行った。                      金額面で効果の大きい滞納者に対しては、これまでに処分等が既になされているものの、継続的な実施により、今年度の実績回収率は前年度から0.24ポイント上昇した。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>                      引き続き徴収支援員を2人任用しており、滞納世帯の財産調査結果を精査し、資力のある世帯については滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていく。                      また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化を試みる。</p>

##### ○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>                      新規資格取得者への被保険者証送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.9%となり、前年度同様の高水準を維持した。</p>	<p><b>【現年度分】</b>                      引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、納付期日未納者に納付勧奨通知を送付するなど、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないように努める。                      上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>                      滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告書を送付した。分納誓約した滞納被保険者への督促強化による徴収が奏功したことから、徴収率は54.2%と前年度を16.2ポイント上回る結果となった。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>                      今年度においても、催告書及び差押え予告書の送付の回数と効果にこだわり、資力のある滞納者には、毅然とした態度で対応し徴収する。加えて、長期滞納者には分納誓約、滞納処分による時効管理を意識し、納付強化に努める。                      また、国民健康保険・介護保険の徴収とも密接に関わっていることから、各担当職員と密に情報交換を行い、課全体で徴収率が改善できるよう尽力していく。</p>

## 令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】                      保険料の納付が確認できない場合は督促状を毎月送付し、それでも納付されない場合は催告書を送付するなど、保険料の納付を促した。                      その結果、実績徴収率が目標徴収率を0.4ポイント上回る99.7%となった。</p>	<p>【現年度分】                      引き続き督促状及び催告書の発送を行い、保険料の納付を促すことに努める。                      なお、給付制限の可能性のある者については、電話による納付勧奨を行い、保険料の納付を促すことに努める。</p>
<p>【滞納繰越分】                      催告書の送付により保険料の自主納付を促した。また、徴収支援員の協力のもと滞納者の財産調査を実施し、資力が確認できた滞納者に対しては差押を執行した。                      その結果、実績回収率が目標回収率を15.5ポイント上回る40.3%となった。</p>	<p>【滞納繰越分】                      引き続き催告書の送付を行い、自主納付を促すことに努める。また、徴収支援員とも連携し、財産調査を含む滞納整理に努める。</p>

## 令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (3) 公営企業会計

##### ○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めてきたが、目標徴収率と比べ、0.3ポイント低くなった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付、給水停止を実施したが、目標徴収率と比べ、0.3ポイント低くなった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>

##### ○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めてきたが、2月・3月調定分が4月・5月に水道会計から入金されるため、目標徴収率と比べ、22.8ポイント下回った。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標徴収と比べ0.1ポイント低くなった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。</p>

## 令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (3) 公営企業会計

##### ○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和2年度における取組の評価	令和3年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、納付書の定期的な送付など実施したが、目標徴収率に達することができなかった。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 督促状及び催告書の送付を実施し、滞納者と直接交渉をし滞納繰越分の圧縮に努めたことで、目標回収額を上回ることができた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 引き続き、催告書の送付を実施し、また滞納者の実態調査に努め、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。</p>